
令和2年度第11回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和3年2月10日(水) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子	
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一	
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子	
	6番	谷尾	友枝	7番	小椋	武	
	8番	田中	正則	9番	山寄	幸臣	
	10番	中田	典昭	11番	山根	祐一	

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野大樹
	荻原	晴雄	栄田 正温
	井上	善雅	上田 正人
	佐藤	洋一	山本 知司
	上月	清	保田 公範
	竹内	俊雄	公賀 義高
	白岩	義広	

4. 欠席委員 5番 小林 孝 西村 昭二

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 4番 綾木 晴子 | 6番 谷尾 友枝 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第8 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 安部 泰己 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名です。

農業委員 出席者13名

農地利用最適化推進委員 出席者13名。

定足数に達していますので、令和2年度第11回八頭町農業委員会を始めます。

コロナウイルス感染症予防対策のため「農業委員憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、会長あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、4番 綾木晴子委員、6番 谷尾友枝委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は8件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は17件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。2件の該当事業がありました。

雨水幹線整備事業、砂防工事であります。それぞれ発注元の官公庁の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きますして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号18-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について、受付番号18-1について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号18-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：徳丸地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積178㎡ 権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、この申請地の左隣の農地は譲受人の畑で長年耕作をされておられます。申請地は作付けをされていなく、草刈等の保全管理は譲受人が何年もしておられました。そのような状況から、この度、譲渡人との売買の話がまとまり、譲受人が取得し、ブルーベリーなどの果樹を栽培されるということです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は主に野菜を栽培されており、通作については自宅から概ね100mであり問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、30年以上農業に従事され、年間を通して農作業に従事されておられますので、問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、54アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地ではブルーベリー等の果樹を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>【スライド申請地説明】以上です。</p>
議長（会長）	この件につきましては、7番 小椋委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。
小椋委員	<p>それでは報告させていただきます。1月31日に譲渡人、譲受人の双方と面談をさせていただき、聞き取りを行っております。</p> <p>内容につきましては、事務局の報告のとおりであります。重複</p>

<p>小椋委員</p>	<p>するかもしれませんが報告をいたします。譲受人は隣接する畑を所有して耕作を行っておられます。また一方、譲渡人は、高齢のためなかなか管理に手が回らなく耕作されずに結果、荒れ気味になっています。年に数回、隣の譲受人が草刈りを行っておられたということでもあります。</p> <p>譲受人については最近になって果樹栽培に興味を持たれ、申請地には果樹を植えたいという気持ちを強く持っておられます。そこで譲渡人にせっかくでするので譲ってほしいという話をされたということです。</p> <p>近隣には住宅、畑があります。環境面、農業振興の面からも有効な売買だろうと私は判断しております。報告は以上です。</p>
	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（質疑なし）</p>
<p>委員一同</p>	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>以上で農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号6-1について事務局は説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号6-1について説明します。</p> <p>【議案第2号 受付番号6-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：花原地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積239㎡ 店舗及び駐車場を目的とした転用です。</p> <p>場所、図面などの資料については、配布議案書の3ページから7-2ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の3ページから5ページに位置図をつけていますが、花原集落の入り口左側の農地になります。建物の平面図は6ページ、立面図は7-1ページです。土地利用計画図は7-2ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、申請者の配偶者が飲食店、農家カフ</p>

事務局

エを経営するにあたり、店舗及び駐車場を整備したいということです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、北側の農地のみとなりますが、申請地の隣接農地には農業用倉庫が既に建っており、影響はないものと考えます。東側は河川、西側及び南側は町道になっており、隣接地の所有者からの同意は得られております。雨水は自然流下で隣接する既存河川へ放流します。汚水は公共下水枡へ接続します。

日照、通風についてですが、北側の農地のみとなりますが、申請地の隣接農地には農業用倉庫が既に建っており、影響はないものと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

申請地には、申請者の農業用倉庫が建築されていますが、取り壊しを行い、申請物件を建てる計画です。

【スライド現地説明】

以上です。

議長（会長）

この件につきましては、2番 明治委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。

明治委員

はい、報告いたします。

2月2日に現地確認と本人にお会いして話を聞きました。

事務局の報告に間違いはありませんでした。見たとおりの山村の集落でありますので、何故、このような場所でお店を開かれるのかということを思い、お聞きしました。

配偶者がちょっと集まって話ができるところが欲しい。私都

明治委員	<p>谷にはそのような場所がないので作りたいという思いがありました。是非とも、作りたいという配偶者の強い思いもあり、事業計画をされたということでもあります。報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号13-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号13-1について説明します。 【議案第3号 受付番号13-1 朗読後、説明】 土地の所在地：船岡地内 登記地目：田 現況地目：田 面積842㎡ 露天資材置場を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、本日配布議案書の9ページから12ページに付けています。 場所については、議案書の9ページから11ページに図面を付けていますが、船岡駅より南東側の農地になります。土地利用計画図は12ページに付けています。 転用理由につきましては、隣接する宅地と合わせて購入し、隣接宅地にある建物にて生活しながら、当該地を会社の資材置場として利用したいとのことです。 現状は、用水の関係で、田としては利用されていなく、譲渡人が建物管理のため帰省された折りに畑として利用されておられます。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分</p>

事務局

は、船岡駅から300m以内に位置する農地であり、第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は購入予定の宅地、西側は畑、南側は水路、北側は若桜鉄道線路になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は自然流下で既設南側水路へ放流します。水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建物は建築しないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】

以上です。

議長（会長）

この件につきましては11番 山根委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いします。

山根委員

報告させていただきます。1月31日に譲渡人に、2月1日には譲受人に聞き取りをさせていただきました。事務局から説明があったとおりであります。

申請地を取得する経過について説明しますと、前の画面に写っている申請地の隣の宅地建物ですが、これは空き家になっています。八頭町に空き家として登録されておられます。この情報を譲受人の方が得られて、話が進んだということであるようです。申請地と屋敷の裏には若桜鉄道線路敷地があり3mぐらいの段差があり、前側にも同じく3mぐらいの段差があります。隣の宅地の前を歩いて畑を耕作されていたということです。申請地の畑には隣の敷地を通らないと行くことができないという状態です。地元自治会としても、今回の譲受人が購入されることについてなんら問題はないということで話はされているようです。調査報告を終わらせていただきます。

上月推進委員

補足説明させてください。1月31日に山根委員から連絡がありましたので、その後、地元集落の区長に合いました。集落への

<p>上月推進委員</p>	<p>説明は必要ないということで、2月7日に集落総会で報告を行いました。</p>
	<p>申請地の右隣の居宅も今はほとんどといっていいほど空き家になっています。地元区費の徴収は行っていない状態ですということを補足させていただきます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号41-2について事務局は説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号14-2について説明します。 【議案第3号 受付番号14-2 朗読後、説明】 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積478㎡ 一般住宅を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、本日配布議案書の13ページから17-2ページに付けています。 場所については、議案書の13ページから15ページに図面を付けていますが、八頭町役場郡家庁舎より西側の農地になります。土地利用計画図は17-2ページに付けています。 転用理由につきましては、譲渡人の自宅に譲受人を含む3世代が同居していたが、手狭なため申請地に自宅を建築したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、八頭町役場郡家庁舎より300m以内に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資事前審査結果用紙の写しにより確認しました。</p>

事務局

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は県道、西側と南側と北側は宅地になっています。雨水は自然流下で既設水路へ放流します。汚水は公共下水路へ接続します。水利権者の同意は得られていません。

日照、通風についてですが、周辺隣接地に接続する農地はないため影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】

【用悪水路の説明：地目説明等】

以上です。

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査をいたしましたので報告いたします。

2月2日に私と井上推進委員とで、現地を確認しました。代理人を立てておられるので、代理人の行政書士に気になる点をお聞きしました。

事務局の説明のとおりであります。用悪水路となっています水路なのですが、県道横断して申請地の横を通過してその後、宅地造成地を横切って、若桜鉄道の線路横の敷地内水路へ排水されている状態でした。病院の横に住宅地が造成されており、その隣にはまだ田んぼが残っております。水路清掃を2回ほど行っております。このようなことがありますので、今後の水路掃除のことが案じられます。代理人には伝えております。それ以外については、問題ないと考えております。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

山本推進委員

県道横の水路には県道との乗り入れするために、蓋をされないということでしょうか。三角の形の状態で水路として、そのまま残るといえるのでしょうか。

事務局

申請地の敷地内には擁壁を築いて埋め上げますが、県道横の水路はそのまま残されます。水路には蓋をしないとのことで、県道との乗り入れは県道と申請地が設置している部分のみ

事務局	で乗り入れされます。
上田推進委員	カセオ都市下水路については、若桜鉄道線路に出てから、八頭高側に行くと水路接続され、その後、私都川に排水が行くではないでしょうか。以前、カセオ都市下水路に土砂が溜まるではないかということで、八頭町に陳情した経緯があります。
議長（会長）	今回の申請地付近の水路流末は、病院の後ろで水路が止まっています。八頭校側から来る水路は言われるとおり都市下水路に流れています。申請地付近の水路の流末は現在若桜鉄道の線路側溝に接続された状態になっています。若桜鉄道には多分迷惑をかけている状態です。上田推進委員が言われているカセオ都市下水路までには相当距離が離れています。
今井委員	水路の流末の関係ですが、線路の水路はあくまでも線路を守るための水路です。本来の青線ではないので、線路側溝に流されてはいけません。流末排水をかってに線路側溝に入れられるのは良くない。線路が流れてしまいます。
議長（会長）	宅地開発が業者任せで開発されてきた弊害があるのではないかと考えられます。水路の後始末などは計画的にされていなく、その時その時の計画でなされてきた結果が、このような問題に出ているということです。
議長（会長）	その他、ご意見はございませんでしょうか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の18ページをご覧ください。

事務局	<p>議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。八頭町長から令和3年1月29日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権設定が、新規2件、更新9件、新規と更新の両方が1件、合計12件で、面積は 田が47,544㎡、畑が6,314.76㎡ 合計53,858.76㎡です。</p> <p>中間管理事業分は、新規16件、更新37件で、合計53件です。</p> <p>面積は田が107,759㎡、畑が11,619㎡ 合計119,378㎡です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは、通常の利用権設定分 受付番号148-1から159-12について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	(報告なし)
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	<p>異議なしということで通常の利用権設定分 受付番号148-1から159-12について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理の利用権設定分 155-1から207-53までの案件につきまして審議を行います。</p> <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	異議なしということで中間管理の利用権設定分 受付番号15

議長（会長）	5-1から207-53について、申請どおり決定します。
	<p>以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の29ページをご覧ください。</p>
	<p>議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和3年1月29日付で農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p>
	<p>整理番号477-1から528-52について説明します。先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地119,378㎡を、借受け希望のありました地域の担い手へ配分するものです。</p>
	<p>この度は、地域の担い手4法人へそれぞれ 5,205㎡、13,172㎡、12,450㎡、その他14名の個人耕作者へ 88,551㎡を配分するものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは、審議を行います。整理番号477-1から528-52につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、整理番号477-1から528-52について申請どおり決定します。</p>
	<p>以上で、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案についての審議を終了します。</p>
	<p>続きまして日程第8 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>【その他】</p>
	<p>○確認事項報告（1月分） 体験農園の件 本日配布資料で説明</p>
	<p>○八頭町農業ビジョン（第2次） 当日配布__別冊資料 2月末意見報告期限</p>

-
- | | |
|--------|--|
| 事務局 | ○鳥獣対策補助制度
本日配布資料で説明 |
| | ○別段の面積（下限面積）の見直しについて
本日配布資料で説明
市町、動向あり令和3年に見直しを考えていく |
| | ○令和3年度農作業標準賃金検討会開催について
令和3年3月上旬に開催予定
西村、西田両名の会長職務代理者に出席いただき開催を予定しています。 |
| | ○次回R3. 3月定例会および令和3年度開催予定調整原案
■日時 3月12日（金）13：30開会
■会場 船岡地区公民館
本日配布資料で説明
事務局からは以上です。 |
| 議長（会長） | その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。 |
| 委員一同 | （なし） |
| 議長（会長） | 無いようですので、以上で第11回農業委員会を終了します。

終了（15時00分） |
-